

令和3年9月1日

保護者様

岡山県立岡山一宮高等学校
校長 梅田和男

新型コロナウイルス感染症の感染が校内で確認された場合の対応等について

平素から、本校の教育活動に関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県には緊急事態宣言が発令されており、このたび、岡山県教育委員会は国のガイドラインに基づき、県立学校における対応マニュアルを改訂したとの通知がありました。この中で臨時休業を行う範囲や条件等について、裏面のように対応すると示されました。なお、臨時休業等になった場合、オンライン授業等の実施により学習活動を継続します。

また、次のとおり臨時休業時の連絡体制や新型コロナウイルス感染症に係る諸連絡をまとめましたので、お子様と共にご確認ください。

学校でも、感染症の予防に努めて参ります。ご家庭でもご協力よろしくお願いいたします。

記

1 連絡体制について

- 保護者の方には、設定していただいているメール配信システム「楽メ」で学校から連絡します。
- 生徒には「Classroom」(Google Workspace for Education)を利用して連絡します。

2 生徒がPCR検査を受けることが決まった(受けた)場合等の対応について

- 受ける日と結果が分かる日を至急学校へ連絡してください。担任が不在の場合は、本校の教職員に伝えてください。(学校電話番号：086-284-2241)
- PCR検査の結果が出たら、「陰性」「陽性」いずれの場合でも速やかに学校にご連絡ください。
- 生徒が「濃厚接触者」に認定された場合も、学校に連絡してください。

3 感染リスクを下げる環境の確保等

- 生徒に発熱等の風邪症状がある場合は登校させないでください。
- また、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合も登校させないでください。
- この場合は出席停止扱いとなります。

4 出席停止等の扱いについて

(1)「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ② 保健所から濃厚接触者に特定された場合
- ③ 発熱等の風邪症状が見られる場合
- ④ 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
(「地域の感染レベル」が2または3の場合のみ適用)

(2) 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- ① 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合
(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- ④ 上記の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

県立学校内で感染が確認された場合の対応について

緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置対象地域における学校は、次の対応を原則とします。

【学級閉鎖】

次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合。

感染者等の状況			学校 対応	期 間	備 考
感染者	周囲の状況				
	風邪症状	濃厚接触者			
1名	0～1名		状況に応じて 学級閉鎖を判断		学級閉鎖の期間は、 感染の把握状況、感染の拡大 状況、児童生徒等への影響等 を踏まえて判断する。 ※感染判明前2週間以上登校 していない者の発症は除く。
	複数		学級 閉鎖	5～7日 程度が目安	
		複数			
同一学級 で複数					
その他、 設置者が必要と判断した場合					

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。